

ご案内

2019年6月

ロープ高所作業に係る特別教育(学科)を 8月21日(水)に広島市で開催します。

一般社団法人日本クレーン協会西中四国支部

労働災害のうち墜落・転落等の災害が発生すれば重大死亡災害に繋がるおそれがあり、未然防止と安全に対する知識習得等については不可欠であります。特に、高所で行う「ロープ高所作業」においては、使用する器具・設備の点検・管理はともかく作業における知識習得と安全意識の高揚は大切です。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行され当該業務に従事している方を含め、作業に従事するすべての労働者は特別教育を受講する必要があります。

つきましては、当支部は「ロープ高所作業特別教育(学科教育)」を下記の要領で開催致しますので、当該作業に従事する方は、是非この機会に受講して頂きますようご案内致します。

記

1 開催会場及び日時

(1) 日時 2019年8月21日(水) 9:00~14:30

(2) 場所 広島市西区観音新町四丁目8番4号
リョーコービル 5階 会議室

2 受講対象者

ロープ高所作業者等

[ロープ高所作業とは、]

：高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業であり、ビルの外装清掃作業やのり面保護工事の作業等が該当します。

3 受講者定員 60名

4 受講料 7,000円(テキスト代及び消費税を含む)

<参考>

高所で行う「ロープ高所作業」においては、使用する器具・設備の点検・管理はともかく作業における知識習得と安全意識の高揚は大切であり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年が厚生労働省令第129号)が施行されました。
(施行日は平成28年1月1日、ただし、特別教育の施行は平成28年7月1日。)

5 科目・時間

科	目	時	間	備 考
ロープ高所作業に関する知識		1.0H	9:00~10:00	昼休憩 12:10 ~13:00
メインロープ等に関する知識		1.0H	10:05~11:05	
労働災害防止に関する知識		1.0H	11:10~12:10	
関係法令		1.0H	13:00~14:00	
修了証(学科のみ)交付			14:05~14:30	

※使用テキスト

- ・当協会発行「ロープ高所作業の安全」テキストを使用する。

6 申込み方法と申込み先

- ・申込用紙(当支部ホームページに掲載)に、必要事項を記入のうえ、次へお申込み下さい。

〒733-0036 広島市西区観音新町4-8-4 リョーコービル3F
(一社)日本クレーン協会西中四国支部
TEL:082-208-1881 FAX:082-208-1885

もみじ銀行 広島中央支店 普通預金 0238729

なお、振込み手数料は貴社(殿)負担でお願いします。

- ・納付された受講料は、返却いたしかねますのでご了承ください。

7 申込み締切り日 2019年8月8日(木)

8 その他

- (1) 受講者は、修了証貼付用写真(30mm×24mm)1枚を、写真の裏側に氏名と受講番号を記入の上、受講日当日受付に提出してください。
- (2) 本講習会は、欠講はもとより、遅刻、早退すると、修了証及び受講済証は交付できませんのでご注意ください。
- (3) 受講申込の際は、本人が確認できる公的書類を提示または提出して下さい。

以上